四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　飯田市

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　飯田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百三十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　登山者誘客のための山岳環境整備事業

二　地域再生計画の名称　登山者誘客のための山岳環境整備事業

三　地域再生計画の区域の範囲　安曇野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百四十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡松川町

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡松川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡高森町

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡高森町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡阿南町

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡阿南町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡阿南町

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡阿智村

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡平谷村

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡平谷村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡根羽村

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡根羽村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡下條村

二　地域再生計画の名称　信州大学航空機システム共同研究講座における学生支援計画